

# 仕 様 書

## 1 件 名

首都大学東京（南大沢・日野・荒川・晴海キャンパス）平成31（2019）年度学生定期健康診断及び特殊健康診断業務委託（単価契約）

## 2 目 的

本委託は、首都大学東京各キャンパス（南大沢・日野・荒川・晴海キャンパス）の学部学生・大学院生に対し、学校保健安全法、労働安全衛生法及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律等で定める健康診断を実施し、学生の健康管理を行い疾病の予防に努めるものである。

## 3 契約期間

平成31（2019）年4月1日から平成32（2020）年3月31日まで

## 4 履行場所

- (1) 東京都八王子市南大沢1-1 首都大学東京（南大沢キャンパス）
- (2) 東京都日野市旭が丘6-6 首都大学東京（日野キャンパス）
- (3) 東京都荒川区東尾久7-2-10 首都大学東京（荒川キャンパス）
- (4) 東京都中央区晴海1-2-2 首都大学東京（晴海キャンパス）

※一部項目については、受託者が指定する委託健診機関で別途実施できるものとする。

## 5 実施内容

委託する健診内容は以下のとおりとし、詳細については別添「仕様詳細」のとおりキャンパス毎に定める。

- (1) 南大沢キャンパス 学生定期健康診断 年1回
- (2) 南大沢キャンパス 特殊健康診断（特定化学物質・有機溶剤等従事者健診）年2回
- (3) 日野キャンパス 学生定期健康診断 年1回
- (4) 日野キャンパス 特殊健康診断（電離放射線健診）年2回
- (5) 荒川キャンパス 学生定期健康診断 年1回
- (6) 荒川キャンパス 特殊健康診断（電離放射線健診）年2回
- (7) 晴海キャンパス 学生定期健康診断 年1回

## 6 受託者の守秘義務

受託者は業務上、知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。このことは、契約の解除又は期間満了後においても同様とする。なお、個人情報に関しては、別紙「公立大学法人首都大学東京 個人情報取扱標準特記仕様書」のとおりとする。

## 7 特記事項

- (1) 現時点では受診者数を確定できないため、本委託は単価契約とし、受診者数による実績払いとする。  
なお、学生定期健康診断の一般健診（一次健診）の受診者数の確定は、内科問診票の数をもって、特殊健康診断は各検査項目の実績数をもって確定する。  
数量については予定数量であり、契約満了時に発注数量がこれに満たない場合であっても、契約期間の満了をもってこの契約は終了する。また、契約期間内において全ての発注数量が予定数量に達し

たときは、契約期間の満了を待たずに、その時点で契約を打ち切るものとする。なお、いずれの場合であっても、受注者は異議を主張できないものとする。

- (2) 胸部X線の読影に要する費用（検査機関等への送料、検査料等）については、受託者の負担とする。
- (3) 本学で実施する定期健診では、健診に携わった医師について「医師名簿」を提出すること。
- (4) 胸部X線撮影データについては、受託者が保管するものとし、必要に応じて提出できるようにしておくこと。保管期間は委託契約の終了後5年間とし、その後は受託者の責任で適正に処分すること。
- (5) 支払は、下記に記載した各キャンパスの健康診断を実施し、検査結果報告書と適正な請求書が提出された後、60日以内に支払うものとする。
  - ①南大沢キャンパス定期健康診断
  - ②日野キャンパス定期健康診断・特殊健康診断（電離放射線健診 前期）
  - ③荒川キャンパス定期健康診断・特殊健康診断（電離放射線健診 前期）
  - ④南大沢キャンパス特殊健康診断（前期）
  - ⑤日野キャンパス電離放射線健診（後期）
  - ⑥荒川キャンパス電離放射線健診（後期）
  - ⑦南大沢キャンパス特殊健康診断（後期）
  - ⑧晴海キャンパス定期健康診断なお、支払の順番は順不同とし、同月内に実施した健康診断は合算しての請求も可とする。
- (6) 健康診断実施に伴う事故等が発生した場合は、第一に現場で応急措置を行い、直ちに本学担当者に連絡して、指示を仰ぐこと。また、事故が起こった状況、原因、対応策等を明らかにした文書で報告すること。
- (7) 環境により良い自動車利用  
本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
  - 1 ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
  - 2 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。
- (8) 廃液等の処理については受託者が責任をもって適切な処理を行うこと。
- (9) この委託業務の履行に必要な光熱水費は、委託者が負担するものとする。
- (10) 健康診断の実施に当たっては、確実に業務が実施できるように、レイアウト、スタッフ数等を各キャンパス担当者と事前に複数回打ち合わせを行った上で実施すること。また、任意の様式以外の各種報告様式、健康診断受診票等については、キャンパスごとに異なる様式を使用できるものとする。

使用する様式等については、委託者の指示によること。

- (1 1) 健康診断実施における必要な要員については、委託者から特段の指示がない場合、受託者の責任において配置すること。

健康診断の実施においては、実施期間中の中断がないよう、必要な体制を確保すること。

健康診断の要員の休憩時間については、12時から13時までの時間帯や混雑時を避け、適宜取得させること。

- (1 2) 個人情報を含む書類や電子媒体の授受にあたっては、原則直接手渡しで行うこと。事情により、やむを得ず郵送による手段で送付する場合は、事前に委託者と協議の上、引き受け及び配達記録が残る方法で送る等、個人情報保護に最大限の配慮を行うこと。

- (1 3) その他、本仕様書に疑義が生じた場合、委託者と受託者との間で協議の上、決定する。

- (1 4) 担当部署

①南大沢キャンパス 学生定期健康診断

首都大学東京（南大沢キャンパス）健康支援センター

電話 042-677-2691（直通）

FAX 042-677-2377

②南大沢キャンパス 特殊健康診断（特定化学物質・有機溶剤等従事者健診）

首都大学東京（南大沢キャンパス）理系管理課庶務係

電話 042-677-2692（直通）

FAX 042-677-1222

③日野キャンパス 学生定期健康診断・電離放射線健診

首都大学東京（日野キャンパス）学務課教務係

電話 042-585-8613（直通）

FAX 042-583-5119

④荒川キャンパス 学生定期健康診断・電離放射線健診

首都大学東京（荒川キャンパス）学務課学生担当係長

電話 03-3819-7128（直通）

FAX 03-3819-1406

⑤晴海キャンパス 学生定期健康診断

首都大学東京（晴海キャンパス）文系学務課法曹養成専攻担当係長

電話 03-3536-7756（代表）

FAX 03-3533-6980

## 仕様詳細

### 1 件 名

首都大学東京（南大沢・日野・荒川・晴海キャンパス）平成31（2019）年度学生定期健康診断及び特殊健康診断業務委託（単価契約）

### 2 キャンパス毎の仕様詳細

#### 1. 南大沢キャンパス

##### (1) 学生定期健康診断

###### ア 実施日時

###### ① 一次健診

- ・平成31（2019）年4月8日（月）から平成31（2019）年4月12日（金）まで（5日間）
- ・10時00分から18時00分まで受付を実施する。

###### ② 一次健診（追加健診）

- ・平成31（2019）年5月20日（月）から24日（金）の週のうち、本学が指定する1日
- ・10時30分から16時30分まで受付を実施する。

###### イ 実施場所

東京都八王子市南大沢1-1 首都大学東京(南大沢キャンパス)7号館1F

###### ウ 対象者及び受診予定者数

- ① 学部生・大学院生 6,659名（予定数量）
- ② 学部生・大学院生 300名（予定数量）

###### エ 検査・作業項目

- ① 身長・体重・BMI測定
- ② 内科診察（聴診、問診、眼科・耳鼻科診察（内科医対応で可）を含む）
- ③ 血圧測定
- ④ 胸部X線直接撮影
- ⑤ 総合判定、結果報告（個人票、一覧表）
- ⑥ 健康調査票のアンケート集計作業（検査終了後のアンケート集計及びデータ入力）

###### オ 委託検査に伴う検査箇所の設置数

- ① 身長・体重・BMI測定 2箇所
  - ② 内科診察（聴診、問診、眼科診察、耳鼻科診察） 4箇所（男子3、女子1）
  - ③ 血圧測定 3箇所
  - ④ 胸部X線撮影 2箇所（レントゲン車2台。うち1台は車椅子対応のリフト付きのレントゲン車を配置すること。）
  - ⑤ その他業務 10箇所
    - ・健康診断受付業務 1箇所
- 「受診票（受託者の様式）」及び「健康調査票」（別紙3）を用意し、受診者に記入させる。「受

診票」の各項目について記入漏れ及び記入内容の点検を行う。

- ・胸部X線撮影受付業務 2箇所（男女別）
  - ・受診票回収 2箇所（男女別）
  - ・診断手順案内業務（内訳：健康診断受付業務付近2、スタジオ内2、音楽室前1）5箇所
- \*診断手順案内業務のうち、健康診断受付業務付近と7号館スタジオ内の業務は、健診受診者の状況に応じて、案内位置を変更すること。

また、健診受診対象者（学部学生・大学院生）であることを確認するために、受付時に学生証を確認すること。（学生証で確認できない者に対する取扱いは、別途指示する。）

受託者の健診時間内における休憩時間中は、検査箇所の数を適宜変更することができる。

## カ 胸部X線撮影における注意事項

受診者に対し細心の注意を払い、適切な指導を行うこと。妊娠中の者は、原則としてX線撮影は行わないこと。

## (2) 特殊健康診断（特定化学物質・有機溶剤等業務従事者健診）

### ア 実施日時

#### ①□ 一次健診 前期

- ・平成31（2019）年6月～7月中の本学が指定する3日間（土日休日を除く。）
- ・健診は10時00分から18時00分まで受付を実施する。

#### ③ 一次健診 後期

- ・平成31（2019）年12月中の本学が指定する3日間（土日休日及び29日から31日までを除く。）
- ・健診は10時00分から18時00分まで受付を実施する。

#### ③二次健診

- ・二次健診は、受託者が指定する検査機関・病院等で別途日程調整の上、実施する。

### イ 実施場所

#### ①一次健診（前期・後期とも）

- ・東京都八王子市南大沢一丁目1番 首都大学東京(南大沢キャンパス)8号館

#### ②第二次検査

- ・二次健診は、受託者が指定する検査機関・病院等で別途日程調整の上、実施する。

### ウ 対象者及び受診予定者数

- ・別紙1「南大沢キャンパス 特殊健康診断 検査項目、内容及び受診予定数量」のとおり

### エ 検査項目

- ・別紙1「南大沢キャンパス 特殊健康診断 検査項目、内容及び受診予定数量」のとおり

### オ 委託検査に伴う検査箇所の設置数

- ① 現病歴、既往歴、業務歴及び取扱物質、自覚症状の調査 1箇所
- ② 血圧測定 2箇所

- ③ 診察・判定 1箇所
- ④ 尿検査 2箇所
- ⑤ 握力測定(左右) 2箇所
- ⑥ 血液検査 2箇所
- ⑦ その他業務 3箇所
  - ・健康診断受付業務 1箇所
  - ・健康診断票回収、再検査予約業務 1箇所
  - ・診断手順案内業務 1箇所

(3) 判定基準および二次健診対象者について

ア 緊急措置

全項目について、現在の医療水準に基づいて医師が必要と判断したものについては、緊急措置を行うこと。緊急措置は緊急連絡によるものとする。連絡は受託者で担当を定め、診断後直ちに次の事項を委託者に電話連絡すること。

- \* ①氏名 ②学修番号 ③学年 ④受診月日 ⑤緊急を要する理由

イ 結果の判定基準および記録方法

| 項目       | 判定基準   | 記録  | 二次健診対象者 | 記録 |
|----------|--|---|---------|----|
| 胸部X線直接撮影 | A 異常なし<br>B 経過観察<br>C 要再検査<br>D 治療継続   | 健康診断受診票に<br>フィルムNOを記入<br>撮影名簿                                   |         |    |
| 血圧測定     | A 基準値：<br>収縮期 90以上<br>140未満<br>拡張期 90未満<br>B 経過観察：<br>収縮期 140以上<br>160未満<br>収縮期 90未満<br>C 要再検査：<br>収縮期 160以上<br>拡張期 90以上 | 健康診断受診票に<br>全員実測値記入<br>※2回測定し、より<br>正常値に近い値を<br>結果票に採用する<br>こと。 |         |    |
| BMI測定    | A 基準値：<br>18以上25未満<br>B 経過観察：<br>16以上18未満<br>25以上30未満<br>C 要再検査：   | 計算値を記入  |         |    |

|  | 16未満30以上  |  |                                      |                         |
|--|---|--|--------------------------------------|-------------------------|
| 項目   | 判断基準  | 記録   | 二次健診対象者                              | 記録                      |
| 内科診察<br>・栄養の状態<br>・皮膚疾患<br>・心臓の病気<br>・耳鼻・目の疾病<br>・その他の疾病 | A 異常なし<br>B 経過観察<br>C 要再検査<br>D 治療継続  | 健康診断受診票の該当項目に判定を記入。所見がある場合は所見内容を日本語で該当欄に記入 |                                      |                         |
| 特殊健康診断<br>(特定化学物質・有機溶剤等業務従事者健診)                          | 受託健診機関が現在行なっている方法であって、広くその検査、判定方法が認知されている基準に基づき、<br>①異常所見は認められない<br>②化学物質等使用との関連性が疑われる軽度の異常所見が認められる<br>③化学物質等使用との関連性が考えられる、治療の必要な異常所見が認められる | 各検査項目の数値を表示                                | 化学物質等使用との関連性が考えられる、治療の必要な異常所見が認められる者 | 各受診者別に特殊健康診断結果報告書に記録し提出 |

※各健診項目において異常所見者（要再検査等）がある場合は、別シート（任意の様式による文書）で提出すること。

ただし、内科診察において学校医の指示のある所見（別紙4「内科所見不要一覧」参照）については、別紙2の備考欄に記入すること。

判定基準については、委託者と協議の上、変更することができる。

#### (4) 検査結果の報告

##### ア 定期健康診断検査結果報告書（個人）

- ・健診結果について、委託者から提供されたリストに基づき受診者個人宛に1部送付すること。また、個人宛に郵送した健診結果報告書(写)をキャンパスごとの担当者にも1部提出すること。
- ・送付方法については特に指定しないが、配達の有無について確認できる方法で行うこと。
- ・送付料については、受託者の負担とする。
- ・住所移転等により返送された結果報告書については、キャンパスごとにまとめた上で提出すること。
- ・結果報告書の様式については、事前に委託者に承認を得た上で受託者の様式を用いること。その際、結果報告書に健診項目の判定基準を記載（別紙でも可）すること。
- ・結果報告書の送付時に、本学作成の「学生定期健康診断結果についてのお知らせ」を同封して

発送すること。

・健診結果報告書（写）については、レントゲン番号順に整理して提出すること。また、レントゲン未撮影者分は、別にまとめて提出すること。

・個人宛報告書郵送期限・・・・・・・・健康診断実施終了後から3週間以内

・大学宛報告書提出期限・・・・・・・・健康診断実施終了後から3週間以内

## イ その他の定期健康診断健診結果の報告

### ① 期健康診断結果データ

・本学で発行する「健康診断証明書」の基データとするため、受託者に対し事前に貸与する Microsoft Excel 2010 形式で作成した入力シート（別紙2）に、受診者全員分の健診結果の数値等をデータ入力して提出すること。

・合わせて異常値者の一覧表とデータを提出すること。

・定期健康診断結果データ提出期限・・・・・・・・健康診断実施終了後から3週間以内

### ②定期健康診断受診票

・定期健康診断の際に使用し、回収した受診票を返却すること。

・受診票はレントゲン撮影番号順に整理して返却すること。

・定期健康診断受診票については、受託者所定の様式を使用する。ただし、事前に本学担当者の承認を得ること。

・定期健康診断受診票提出期限・・・・・・・・健康診断実施終了後から3週間以内

### ③健康調査票アンケート集計及び結果データ

・（別紙3）の健康調査票を集計し、その結果について入力シートにデータ入力して提出すること。

・アンケート項目については、変更する場合がある。その場合は健康診断実施日までに通知するものとする。

・アンケート集計データ提出期限・・・・・・・・平成31（2019）年5月31日（金）まで

## ウ 特殊健康診断（特定化学物質・有機溶剤等業務従事者健診）の報告

①健診終了後、検査データを集計し、健康診断結果報告書（学生等通知用1部及び本学担当者用学生等通知用（写））2部の計3部、特定化学物質健康診断個人票、有機溶剤健康診断個人票及び特殊健診（特定化学物質・有機溶剤）成績表の各帳票を作成して、本学担当者宛提出すること。

②上記の報告様式は受託者の任意の様式とするが、労働安全衛生法、特定化学物質障害予防規則及び有機溶剤中毒予防規則に準じたものとし、委託者の承認を得ること。また、大学が提供する学生データに基づき、受診結果一覧（任意様式）を Microsoft Excel 2010 形式で作成した入力シートに必要事項を入力して提出すること。

・特殊健康診断結果報告書等提出期限・・・・・・・・前期・後期ともに健診日の翌日から起算して3週間以内

③健康診断結果の判定区分様式は、健康診断結果に基づく健康管理指針（昭和38年8月、中央労働基準審議会 基発第939号ほか）に準じたものとし、本学担当者の承認を得ること。

④健康診断結果報告書（学生等通知用、本学担当者用（学生等通知用の写））、特定化学物質健康診断個人票、有機溶剤健康診断個人票及び特殊健診（特定化学物質・有機溶剤）成績表の各帳票の提出に当たっては、委託者の指定する方法で分類整理の上、輪ゴム等でまとめて箱詰めして、指定された場所に納品すること。

なお、健康診断結果報告書のうち、学生等通知用は個別に封緘を行うこと。

⑤その他、報告書類の作成方法、提出方法等について不明の点がある場合は、委託者と受託者との間で協議し、決定する。

---

## 2. 日野キャンパス

### (1) 学生定期健康診断

#### ア 実施日時

① 一次健診

- ・平成31(2019)年4月1日(月)及び4月2日(火)
- ・9時30分から16時00分まで受付を実施する。

#### イ 実施場所

- ・東京都日野市旭が丘6-6 首都大学東京(日野キャンパス) 1号館1F

#### ウ 対象者及び受診予定者数

- ・学部生・大学院生 1,120名(予定数量)

#### エ 検査・作業項目

- |   |
|---|
| <p>① 身長・体重・BMI測定</p> <p>② 内科診察(聴診、問診、眼科・耳鼻科診察(内科医対応で可)を含む)</p> <p>③ 血圧測定</p> <p>④ 胸部X線直接撮影</p> <p>⑤ 総合判定、結果報告(個人票、一覧表)</p> <p>⑥ 健康調査票のアンケート集計作業(検査終了後のアンケート集計及びデータ入力)</p> |
|---|

#### オ その他

- ・委託検査に伴う検査箇所の設置数は、委託者との打ち合わせにより決定すること。
- ・「受診票(受託者の様式)」及び「健康調査票」(別紙3)を平成31(2019)年3月22日(金)までに届くように送付すること。
- ・胸部X線撮影を行うレントゲン車について、平成31(2019)年4月1日(月)は少なくとも1台を車椅子対応のリフト付きレントゲン車とすること。
- ・健診当日の受付においては、健診受診対象者(学部学生・大学院生)であることを確認するために、学生証を確認すること。(学生証で確認できない者に対する取扱いは、別途指示する。)
- また、受付においては、「受診票」の各項目について記入漏れ及び記入内容の点検を行うこと。
- ・胸部X線撮影においては受診者に対し細心の注意を払い、適切な指導を行うこと。妊娠中の者は、原則としてX線撮影は行わないこと。

### (2) 特殊健康診断(電離放射線健診)

#### ア 実施日時

① 一次健診 前期

- ・平成31(2019)年4月1日(月) 学生定期健康診断と同一日時に実施する。

② 一次健診 後期

- ・平成31(2019)年11月～12月中の本学が指定する1日(土日休日を除く。)

#### イ 実施場所

- ① 一次健診 前期  
東京都日野市旭が丘 6-6 首都大学東京(日野キャンパス) 1号館 1F
- ② 一次健診 後期  
東京都日野市旭が丘 6-6 首都大学東京 (日野キャンパス)

ウ 対象者及び受診予定者数

- ・放射線を取り扱う学生 一次健診 前期 20名 (予定数量)
- ・放射線を取り扱う学生 一次健診 後期 20名 (予定数量)

エ 検査項目

①問診

- ・放射線の被ばく歴の有無
- ・被ばく歴を有する者については、作業の場所、内容、期間、線量、放射線障害の有無その他放射線による被ばくの状況

②検査

- ・末しょう血液中の血色素量又はヘマトクリット値、赤血球数、白血球数及び白血球百分率
- ・皮膚 (爪を含む)
- ・眼 (水晶体の混濁)

オ その他

- ・委託検査に伴う検査箇所の設置数は大学担当者との打ち合わせにより決定すること
- ・予定枚数の放射線用紙を平成31(2019)年3月22日(金)までに届くように送付すること。

(3) 判定基準について

ア 緊急措置

全項目について、現在の医療水準に基づいて医師が必要と判断したものについては、緊急措置を行うこと。緊急措置は緊急連絡によるものとする。連絡は受託者で担当を定め、診断後速やかに次の事項を本学に電話連絡すること。

- \* ①氏名 ②学修番号 ③学年 ④受診月日 ⑤緊急を要する理由

イ 結果の判定基準および記録方法

| 項目       | 判定基準   | 記録   | 二次健診対象者 | 記録 |
|----------|--|--|---------|----|
| 胸部X線直接撮影 | A 異常なし<br>B 経過観察<br>C 要再検査<br>D 治療継続               | 健康診断受診票に<br>フィルムNOを記入<br>撮影名簿                            |         |    |
| 血圧測定     | A 基準値：<br>収縮期 90以上<br>140未満<br>拡張期 90未満<br>B 経過観察： | 健康診断受診票に<br>全員実測値記入<br>※2回測定し、より<br>正常値に近い値を<br>結果票に採用する |         |    |

|  |  |  |  |   |
|--|--|--|--|---|
|  | 収縮期 140 以上<br>160 未満<br>収縮期 90 未満<br>C 要再検査：<br>収縮期 160 以上<br>拡張期 90 以上                  | こと。  |  |   |
| BMI 測定   | A 基準値：<br>18 以上 25 未満<br>B 経過観察：<br>16 以上 18 未満<br>25 以上 30 未満<br>C 要再検査：<br>16 未満 30 以上 | 計算値を記入   |  |   |
| 内科診察<br>・栄養の状態<br>・皮膚疾患<br>・心臓の病気<br>・耳鼻・目の疾病<br>・その他の疾病 | A 異常なし<br>B 経過観察<br>C 要再検査<br>D 治療継続   | 健康診断受診票の<br>該当項目に判定を<br>記入。所見がある場<br>合は所見内容を日<br>本語で該当欄に記<br>入                         |  |   |
| 特殊健康診断(電<br>離放射線)  | ①異常なし<br>②要検査<br>③要医療  | ①実施年月日<br>②対象者の氏名<br>③診断を行った医<br>師名及び押印<br>④各検査項目の数<br>値等を記入<br>⑤診断結果の結果に<br>基づいて講じた措置 |  | 各受診者別<br>に特殊健康<br>診断結果報<br>告書に記録<br>し提出 |

※各健診項目において異常所見者（要再検査等）がある場合は、別シート（任意の様式による文書）で提出すること。

ただし、内科診察において学校医の指示のある所見（別紙4「内科所見不要一覧」参照）については、別紙2の備考欄に記入すること。

判定基準については、委託者と協議の上、変更することができる。

#### (4) 検査結果の報告

##### ア 定期健康診断検査結果報告書（個人）

- ・健診結果について、委託者から提供されたリストに基づき受診者個人宛に1部送付すること。また、個人宛に郵送した健診結果報告書（写）を委託者にも1部提出すること。
- ・送付方法については特に指定しないが、配達の有無について確認できる方法で行うこと。
- ・送付料については、受託者の負担とする。
- ・住所移転等により返送された結果報告書については、キャンパスごとにまとめた上で提出すること。

・結果報告書の送付時に、本学作成の「学生定期健康診断結果についてのお知らせ」を同封して発送すること。

・結果報告書の様式については、事前に本学担当者の承認を得た上で受託者の様式を用いること。

その際、結果報告書に健診項目の基準値を記載（別紙でも可）すること。

・健診結果報告書（写）については、学修番号順に整理して提出すること。

**・個人宛報告書郵送期限・・・・・・・・健康診断実施終了後から3週間以内**

**・大学宛報告書提出期限・・・・・・・・健康診断実施終了後から3週間以内**

## イ その他の定期健康診断健診結果の報告

### ①定期健康診断結果データ

・本学で発行する「健康診断証明書」の基データとするため、受託者に対し事前に貸与する Microsoft Excel 2010 形式で作成した入力シート（別紙2）に、受診者全員分の健診結果の数値等をデータ入力して南大沢キャンパス及び日野キャンパス担当者に提出すること。

・合わせて異常値者の一覧表を紙面報告すること。（項目ごとに学年別・コース別・学修番号順に揃えること。）

**・定期健康診断結果データ提出期限・・・・・・・・健康診断実施終了後から3週間以内**

### ②定期健康診断受診票

・定期健康診断の際に使用し回収した受診票を返却すること。（学年別・コース別・学修番号順に揃えること。）

・定期健康診断受診票については、受託者所定の様式を使用すること。その際は、事前に本学担当者の承認を得ること。

**・定期健康診断受診票提出期限・・・・・・・・健康診断実施終了後から3週間以内**

### ③健康診断アンケート集計及び結果データ

・（別紙3）の健康調査票を集計し、その結果について入力シートにデータ入力して南大沢キャンパス及び日野キャンパス担当者に提出すること。

・アンケート項目については、変更する場合がある。その場合は、健康診断実施日までに通知するものとする。

**・アンケート集計データ提出期限・・・・・・・・平成31（2019）年5月31日（金）まで**

## ウ 特殊健康診断（電離放射線健診）の報告

・健診終了後、検査データを集計し、電離放射線健診結果報告書（受診者個人宛通知用1部及び本学担当者用1部の計2部）を作成して、本学担当者用1部は、担当宛提出すること。

・受診者個人宛通知用について、前期分は定期健康診断結果報告書に同封し、受診者に送付すること。後期分の取扱いは、実施日までに本学担当者から連絡するものとする。

・上記の報告書の様式は受託者の任意の様式とするが、事前に承認を得ておくこと。

・委託者が提供する学生名簿データに基づき、受診結果一覧表を Microsoft Excel 2010 形式で作成したシートに必要事項を入力し、南大沢キャンパス担当者に提出すること。

**・電離放射線健診結果報告書等提出期限・・・・・・・・健診日の翌日から起算して3週間以内**

・その他、報告書類の作成方法、提出方法等について不明の点がある場合は、委託者と受託者との間で協議し、決定する。

### 3. 荒川キャンパス

#### (1) 学生定期健康診断

##### ア 実施日時

###### ① □一次健診

- ・平成31(2019)年4月2日(火)
- ・健診は8時50分から17時00分まで受付を実施する。

###### ② 一次健診(追加健診)

- ・一次健診実施日に受診できなかった学生を対象にして、別の健診日(複数日)を定めて追加健診を実施する。その際、受託者が指定する荒川キャンパス最寄りの検査機関・病院等での健診も可とする。
- ・実施日時については、大学担当者と協議の上、決定する。

##### イ 実施場所

- ・東京都荒川区東尾久7-2-10 首都大学東京(荒川キャンパス) 体育館

##### ウ 検査・作業項目

- ① 身長・体重・BMI測定
- ② 内科診察(聴診、問診、眼科・耳鼻科診察(内科医対応で可)を含む。)
- ③ 血圧測定
- ④ 胸部X線直接撮影
- ⑤ 血液検査
  - ・B型肝炎抗原・抗体検査(CLIA法)
  - ・C型肝炎ウイルス検査(抗原検査は抗体検査で陽性者)
  - ・風疹抗体検出検査(EIA法)
  - ・水痘ヘルペス検査(EIA法)・麻疹検査(EIA法)・流行性耳下腺炎検査(EIA法)
- ⑥ 総合判定・結果報告(個人票・一覧表)
- ⑦ 健康調査票のアンケート集計作業(検査終了後のアンケート集計及びデータ入力)

##### エ 対象者及び受診予定者数

- |                            |                    |
|----------------------------|--------------------|
| ・学部生・大学院生                  | <u>857名</u> (予定数量) |
| ・血液検査(B型肝炎抗原・抗体検査)         | <u>857名</u> (予定数量) |
| ・血液検査(C型肝炎ウイルス検査)          | <u>108名</u> (予定数量) |
| ・血液検査(風疹抗体検出検査 EIA法)       | <u>287名</u> (予定数量) |
| ・血液検査(麻疹・水痘ヘルペス・流行性耳下腺炎検査) | <u>287名</u> (予定数量) |

※上記の検査は未受診者追加健診予定者を含む(予定数量30名程度)

##### オ その他

- ・レントゲン車は2台(うち1台は、必ず小型車)用意すること。
- ・委託検査に伴う検査箇所を設置数は、大学担当者との打ち合わせにより決定すること。
- ・会場設営他、詳細については、大学担当者と事前に打ち合わせておくこと。

## カ 健診実施方法

### ① 受付事務

「受診票」（受託者所定の様式）及び「健康調査票」（別紙 3）を用意し、受診者に記入させる。  
「受診票」の各項目について記入漏れ及び記入内容の点検を行う。

### ② 受診名簿の作成

受診者を把握するため、名簿を作成し保管するとともに、健診日当日に写を提出すること。

### ③ 胸部X線撮影番号等の記入

### ④ 胸部X線撮影番号と撮影方法を記入する。また、胸部X線検査を受診しない者については、その理由を受診票の表紙の余白に記入する。

### ⑤ 血液検査における注意事項

血液検査の採血に関しては、受診者に採血後の注意を口頭及び掲示により十分に周知する。

### ⑥ 胸部X線撮影における注意事項

被験者に対し細心の注意を払い、適切な指導を行うこと。妊娠中の者は、原則としてX線撮影は行わないこと。ただし、本人が希望した場合には、医師と相談の上、本人の了解を得て実施する。

## (2) 特殊健康診断（電離放射線健診）

### ア 実施日時

#### ① □一次健診 前期

・平成31（2019）年4月2日（火） 学生定期健康診断と同一日時に実施する。

#### ① 一次健診 後期

・平成31（2019）年10月～11月中の本学が指定する日時（実施日は2～3日の昼休みを挟む3時間程度）

※実施日に受診できない。もしくはできなかった学生を対象にして、委託者と協議の上、別の健診日を定めて追加健診を実施する。

その際、受託者が指定する荒川キャンパス最寄りの検査機関・病院等での健診も可とする。

### イ 実施場所

#### ① 一次健診（前期）

・東京都荒川区東尾久7-2-10 首都大学東京（荒川キャンパス）体育館

#### ② 一次健診（後期）

・東京都荒川区東尾久7-2-10 首都大学東京（荒川キャンパス）厚生棟

### ウ 対象者及び受診予定者数

・放射線を取り扱う学生 一次健診（前期） 228名（予定数量）

・放射線を取り扱う学生 一次健診（後期） 228名（予定数量）

### エ 検査項目

#### ① 問診

・放射線の被ばく歴の有無

・被ばく歴を有する者については、作業の場所、内容、期間、線量、放射線障害の有無その他放射線による被ばくの状況

② 検査

- ・末しょう血液中の血色素量又はヘマトクリット値、赤血球数、白血球数及び白血球百分率
- ・皮膚（爪を含む）
- ・眼（水晶体の混濁）

オ その他

- ・委託検査に伴う検査箇所の設置数は、大学担当者との打ち合わせにより決定すること。
- ・詳細については、大学担当者と事前に打ち合わせておくこと。

(3) 判定基準および二次健診対象者について

ア 緊急措置

全項目について、現在の医療水準に基づいて医師が必要と判断したものについては、緊急措置を行うこと。緊急措置は緊急連絡によるものとする。連絡は受託者で担当を定め、診断後速やかに次の事項を本学に電話連絡すること。

- \* ①氏名 ②学修番号 ③学年 ④受診月日 ⑤緊急を要する理由

イ 判定

各検査項目についてそれぞれの判定を行うとともに、全検査項目を総合的に判断し、総合判定を行うこと。

判定の分類、見方、表示方法に関しては分かりやすい表示にすること。

ウ 結果の判定基準および記録方法

| 項目       | 判定基準   | 記録  | 二次健診対象者 | 記録 |
|----------|--|---|---------|----|
| 胸部X線直接撮影 | A 異常なし<br>B 経過観察<br>C 要再検査<br>D 治療継続   | 健康診断受診票に<br>フィルムNOを記入<br>撮影名簿                                   |         |    |
| 血圧測定     | A 基準値：<br>収縮期90以上140未満<br>拡張期90未満<br>B 経過観察：<br>収縮期140以上<br>160未満<br>収縮期90未満<br>C 要再検査：<br>収縮期160以上<br>拡張期90以上 | 健康診断受診票に<br>全員実測値記入<br>※2回測定し、より<br>正常値に近い値<br>を結果票に採用す<br>ること。 |         |    |

| 項目   | 判定基準   | 記録   | 二次健診対象者 | 記録                                      |
|--|--|--|---------|---|
| BMI測定  | A 基準値：<br>1.8以上2.5未満<br>B 経過観察：<br>1.6以上1.8未満<br>2.5以上3.0未満<br>C 要再検査：<br>1.6未満3.0以上 | 計算値を記入   |         |   |
| 内科診察<br>・栄養の状態<br>・皮膚疾患<br>・心臓の病気<br>・耳鼻・目の疾病<br>・その他の疾病 | A 異常なし<br>B 経過観察<br>C 要再検査<br>D 治療継続   | 健康診断受診票の<br>該当項目に判定を<br>記入。所見がある<br>場合は所見内容を<br>日本語で該当欄に<br>記入                             |         |   |
| 血液検査   | ① 異常なし<br>② 要検査<br>③ 要医療<br><br>基準値詳細については別途<br>協議とする                                | 健康診断受診票に<br>全員の実測値を記<br>入<br>抗体検査について<br>は、数値の他、陽<br>性・陰性・疑陽性<br>の判定も記入                    |         |   |
| 特殊健康診断(電離<br>放射線)  | ①異常なし<br>②要検査<br>③要医療  | ①実施年月日<br>②対象者の氏名<br>③診断を行った医<br>師名及び押印<br>④各検査項目の数<br>値等を記入<br>⑤診断結果の結果<br>に基づいて講じた<br>措置 |         | 各受診者別<br>に特殊健康<br>診断結果報<br>告書に記録<br>し提出 |

※各健診項目において異常所見者（要再検査等）がある場合は、別シート（任意の様式による文書）で提出すること。

ただし、内科診察において学校医の指示のある所見（別紙4「内科所見不要一覧」参照）については、別紙2の備考欄に記入すること。

判定基準については、委託者と協議の上、変更することができる。

※本学担当者用の電離放射線健診結果報告書に永久保存である旨を記載すること。

#### (4) 検査結果の報告

##### ア 定期健康診断検査結果報告書（個人）

- ・健診結果について、大学側から提供されたリストに基づき受診者個人宛に1部送付（前期・後期）すること。また、個人宛に郵送した健診結果報告書（写）を大学側にも1部提出すること。

- ・送付方法については特に指定しないが、配達の有無について確認できる方法で行うこと。
- ・送付料については、受託者の負担とする。
- ・住所移転等により返送された結果報告書については、キャンパスごとにまとめた上で提出すること。
- ・結果報告書の様式については、事前に本学担当者に承認を得た上で受託者の様式を用いること。その際、結果報告書に健診項目の標準値を記載（別紙でも可）すること。
- ・健診結果報告書（写）については、学修番号順に揃えて提出すること。

- ・個人宛報告書郵送期限・・・健康診断実施終了後から3週間以内
- ・大学宛報告書提出期限・・・健康診断実施終了後から3週間以内

## イ その他の定期健康診断健診結果の報告

### ① 期健康診断結果データ

- ・本学で発行する「健康診断証明書」の基データとするため、受託者に対し事前に貸与する Microsoft Excel 2010 で作成した入力シート（別紙2）に、受診者全員分の健診結果の数値等をデータ入力して南大沢キャンパス及び荒川キャンパス担当者に提出すること。
- ・合わせて異常値者の一覧表の紙面報告、データを提出すること。
- ・定期健康診断結果データ提出期限・・・健康診断実施終了後から3週間以内

※ただし、事前に提出する名簿（60名程度）の学生については、健診後2週間以内にデータを提供すること。なお、提出方法（紙ベースでも可）等の詳細は別途協議する。

### ② 定期健康診断受診票

- ・定期健康診断の際に使用し回収した受診票（写）を1部（業者所定の様式）返却すること。（学年別・コース別・学修番号順に揃えること。）
- ・定期健康診断受診票については、本学の様式を使用せず受託者所定の様式を使用することも可とする。その際は、事前に本学担当者へ提出して承認を得ること。

- ・定期健康診断受診票提出期限・・・健康診断実施終了後から3週間以内

※ただし、事前に提出する名簿（60名程度）の学生については、健診後2週間以内に受診票（写）を返却すること。なお、提出方法等の詳細は別途協議する。

### ③ 健康診断アンケート集計及び結果データ

- ・（別紙3）の健康調査票を集計し、その結果について入力シートにデータ入力して大学側（南大沢キャンパス）に提出すること。
- ・アンケート項目については、変更する場合がある。その場合は健康診断実施日までに通知するものとする。

- ・アンケート集計データ提出期限・・・平成31（2019）年5月31日（金）まで

## ウ 特殊健康診断（電離放射線健診）の報告

- ・受付時、「受診票」（業者所定の様式）を用意し、受診者に記入させる。各項目について記入漏れ及び記入内容の点検を行う。
- ・健診終了後、検査データを集計し、電離放射線健診結果報告書（業者指定の様式、受診者個人宛通知用1部及び本学担当者用1部の計2部）を作成して、本学担当者宛に提出すること。

- ・受診者個人宛通知用は封書（窓あき封筒）とし、前期は定期健康診断検査結果報告書と同封して送付し、後期分については特殊健康診断結果報告書単独で送付すること。
  - ・上記の報告書の様式は受託者の任意の様式とするが、事前に本学担当者の承認を得ておくこと。
  - ・大学が提供する学生名簿データに基づき、受診結果一覧表をMicrosoft Excel2010形式で作成したシートに必要事項を入力し、南大沢キャンパス担当者に提出すること。
  - ・**電離放射線健診結果報告書等提出期限・・・・・・・・健診日の翌日から起算して3週間以内**
  - ・その他、報告書類の作成方法、提出方法等について不明の点がある場合は、委託者と受託者との間で協議し、決定する。
-

## 4. 晴海キャンパス

### (1) 学生定期健康診断

#### ア 実施日時

##### ① 一次健診

- ・平成31（2019）年4月17日（水）又は4月18日（木）のうち、本学が指定する1日
- ・健診は、9時30分から17時30分まで受付を実施する。

#### イ 実施場所

- ・東京都中央区晴海1-2-2 首都大学東京（晴海キャンパス）2F

#### ウ 対象者及び受診予定者数

- ・大学院生 80名（予定数量）

#### エ 検査・作業項目

- |   |
|---|
| ① 身長・体重・BMI測定                           |
| ② 内科診察（聴診、問診、眼科・耳鼻科診察（内科医対応で可）を含む）      |
| ③ 血圧測定                                  |
| ④ 胸部X線直接撮影                              |
| ⑤ 総合判定、結果報告（個人票、一覧表）                    |
| ⑥ 健康調査票のアンケート集計作業（検査終了後のアンケート集計及びデータ入力） |

#### オ その他

- ・委託検査に伴う検査箇所の設置数は、委託者との打ち合わせにより決定すること。

### (2) 判定基準について

#### ア 緊急措置

全項目について、現在の医療水準に基づいて医師が必要と判断したものについては、緊急措置を行うこと。緊急措置は緊急連絡によるものとする。連絡は受託者で担当を定め、診断後速やかに次の事項を本学に電話連絡すること。

- \* ①氏名 ②学修番号 ③学年 ④受診月日 ⑤緊急を要する理由

#### イ 結果の判定基準および記録方法

| 項目       | 判定基準                                 | 記録                        | 二次健診対象者 | 記録 |
|----------|--------------------------------------|---------------------------|---------|----|
| 胸部X線直接撮影 | A 異常なし<br>B 経過観察<br>C 要再検査<br>D 治療継続 | 健康診断受診票にフィルムNOを記入<br>撮影名簿 |         |    |

| 項目   | 判定基準   | 記録  | 二次健診対象者 | 記録 |
|--|--|---|---------|----|
| 血圧測定   | A 基準値：<br>収縮期 90 以上<br>140 未満<br>拡張期 90 未満<br>B 経過観察：<br>収縮期 140 以上<br>160 未満<br>収縮期 90 未満<br>C 要再検査：<br>収縮期 160 以上<br>拡張期 90 以上 | 健康診断受診票に全<br>員実測値記入<br>※2回測定し、より<br>正常値に近い値を結<br>果票に採用するこ<br>と。 |         |    |
| BMI 測定   | A 基準値：<br>18 以上 25 未満<br>B 経過観察：<br>16 以上 18 未満<br>25 以上 30 未満<br>C 要再検査：<br>16 未満 30 以上   | 計算値を記入  |         |    |
| 内科診察<br>・栄養の状態<br>・皮膚疾患<br>・心臓の病気<br>・耳鼻・目の疾病<br>・その他の疾病 | A 異常なし<br>B 経過観察<br>C 要再検査<br>D 治療継続   | 健康診断受診票の該<br>当項目に判定を記<br>入。所見がある場合<br>は所見内容を日本語<br>で該当欄に記入      |         |    |

※各健診項目において異常所見者（要再検査等）がある場合は、別シート（任意の様式による文書）で提出すること。

ただし、内科診察において学校医の指示のある所見（別紙4「内科所見不要一覧」参照）については、別紙2の備考欄に記入すること。

判定基準については、委託者と協議の上、変更することができる。

### (3) 検査結果の報告

#### ア 定期健康診断検査結果報告書（個人）

- ・健診結果について、大学側から提供されたリストに基づき受診者個人宛に1部送付すること。また、個人宛に郵送した健診結果報告書（写）を大学側にも1部提出すること。
- ・送付方法については特に指定しないが、配達の有無について確認できる方法で行うこと。
- ・送付料については、受託者の負担とする。
- ・住所移転等により返送された結果報告書については、キャンパスごとにまとめた上で提出すること。
- ・結果報告書の様式については、事前に本学担当者の承認を得た上で受託者の様式を用いること。その際、結果報告書に健診項目の標準値を記載（別紙でも可）すること。

・健診結果報告書（写）については、学修番号順に整理して提出すること。

・個人宛報告書郵送期限・・・・・・・・健康診断実施終了後から3週間以内

・大学宛報告書提出期限・・・・・・・・健康診断実施終了後から3週間以内

## イ その他の定期健康診断健診結果の報告

### ① 期健康診断結果データ

・本学で発行する「健康診断証明書」の基データとするため、受託者に対し事前に貸与する Microsoft Excel 2010 形式で作成した入力シート（別紙2）に、受診者全員分の健診結果の数値等をデータ入力して南大沢キャンパス担当者に提出すること。

・合わせて異常値者の一覧表を紙面報告すること。（項目ごとに学修番号順に揃えること。）

・定期健康診断結果データ提出期限・・・・・・・・健康診断実施終了後から3週間以内

### ② 定期健康診断受診票

・定期健康診断の際に使用し回収した受診票 の返却（学修番号順に揃えること。）

・定期健康診断受診票については、受託者所定の様式を使用すること。その際は、事前に本学担の承認を得ること。

・定期健康診断受診票提出期限・・・・・・・・健康診断実施終了後から3週間以内

### ③ 健康診断アンケート集計及び結果データ

・（別紙3）の健康調査票を集計し、その結果について入力シートにデータ入力して南大沢キャンパス担当者に提出すること。

・アンケート項目については、変更する場合がある。その場合は、健康診断実施日までに通知するものとする。

・アンケート集計データ提出期限・・・・・・・・平成31（2019）年5月31日（金）まで

## 公立大学法人首都大学東京 個人情報取扱標準特記仕様書

### (基本的事項)

第 1 受託者は、この契約に係る個人情報の取扱いにあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び東京都個人情報の保護に関する条例（平成 2 年東京都条例第 113 号。以下「条例」という。）を遵守して取り扱う責務を負い、その秘密保持に厳重な注意を払い、適正に管理しなければならない。

### (秘密の保持)

第 2 受託者（受託業務に従事している者又は従事していた者を含む。）は、この業務により知り得る事となった個人情報を他に漏らし、又は不正な目的に使用してはならない。契約終了後も同様とする。

### (目的外収集・利用の禁止)

第 3 受託者は、この業務を処理するために個人情報を収集し、又は利用するときは、受託業務の範囲内で行わなければならない。必要な範囲を超えて収集し、又は他の用途に使用してはならない。

### (第三者への提供の禁止)

第 4 受託者は、この業務を処理するために、法人から提供を受け、又は受託者が自ら収集し、若しくは作成した個人情報が記載された資料等を、法人の承諾なしに第三者へ提供してはならない。

### (複写及び複製の禁止)

第 5 受託者は、この業務を処理するために法人から提供を受けた個人情報が記載された資料等を、法人の承諾なしに複写又は複製してはならない。

### (適正管理)

第 6 受託者は、この業務を処理するために法人から提供を受けた個人情報は、施錠できる保管庫に格納するなど漏えい、滅失及びき損の防止のために必要な措置を講じなければならない。受託者が自ら当該業務を処理するために収集した個人情報についても同様とする。

2 受託者は、前項の個人情報の管理にあたり、管理責任者を定め、台帳を備えるなど管理の記録を残さなければならない。

3 法人は、前 2 項に定める管理の状況について疑義等が生じたとき、受託者の事務所等に立ち入り、調査することができる。

### (資料等の返還)

第 7 この業務を処理するために、法人から提供を受け、又は受託者が自ら収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約終了後直ちに法人に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、法人が別に指示したときはその指示に従わなければならない。

### (記録媒体上の情報の消去)

第 8 受託者は、受託者の保有する記録媒体（磁気ディスク、紙等の媒体）上に保有する、委託処理に係る一切の情報について、委託業務終了後、すべて消去しなければならない。

### (再委託の禁止)

第 9 受託者は、法人があらかじめ承諾した場合を除き、個人情報を取り扱う業務に係る部分について再委託することはできない。

2 前項の規定により法人が承諾した再委託先がある場合には、個人情報の取扱いについて、再委託先

は、本仕様書の記載事項を遵守し、受託者は、再委託先の個人情報の取扱いについて全責任を負うものとする。

(事故等の措置)

第 10 受託者は、個人情報の取扱いに関して漏えい、滅失、き損等の事故が発生した場合は、直ちに法人に報告し、法人の指示に従わなければならない。

(契約の解除)

第 11 法人は、受託者が個人情報の保護に係る義務を履行しない、又は義務に違反した場合、契約を解除することができる。

(損害賠償)

第 12 受託者が個人情報の保護に係る義務を履行しない、又は義務に違反したことにより法人が損害を被った場合、法人は、契約を解除するか否かにかかわらず、その損害額の賠償を受託者に対して請求することができる。

(その他)

第 13 個人情報の保護に関する事項について本特記仕様書に定めのない事項は法人の指示に従わなければならない。